

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組に関する連携協定書

大妻女子大学（以下「甲」という。）、恵泉女学園大学（以下「乙」という。）、多摩大学（以下「丙」という。）、国士舘大学（以下「丁」という。）、桜美林大学（以下「戊」という。）、東京医療学院大学（以下「己」という。）及び多摩市（以下「庚」という。）は、東京2020オリンピック・パラリンピックの気運を醸成し、地域の応援体制を整えるため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己の学生をはじめ、多くの市民が東京2020オリンピック・パラリンピックに関わり、楽しみ、心に刻み、将来につながる価値ある「レガシー」を創出できるよう、甲、乙、丙、丁、戊、己及び地元自治体の庚が連携し、東京2020オリンピック・パラリンピックの気運を醸成し、地域の応援体制を整える取組を推進していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピックレガシーの創出
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピックに関わる教育的分野での連携
- (4) その他前条の目的を実現するために必要であるものとして、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の協議により定めた事項

（協議会）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ着実に推進するため協議会を設置し、連携方策、実施内容等について協議するほか、それぞれの取組に関する状況報告及び意見交換を行うものとする。

- 2 前項の協議会の名称は「多摩市オリンピック・パラリンピック大学連携協議会」とする。
- 3 第1項の協議会は年1回以上行うものとする。
- 4 協議会員は、甲、乙、丙、丁、戊、己の学部長又は学部長に準ずる者とし、庚はオリンピック・パラリンピックを所管する部長とする。
- 5 本協議会の事務局は庚におくものとする。
- 6 庚は、第1項の会議の要点録を作成し、これを保管するものとする。

（実行委員会）

第4条 前条第1項の協議会において実施を確認した事業は、事業ごとに実行委員会を設けて実施する。

- 2 実行委員会の事務局は、事業ごとに甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の中から決定する。
- 3 実行委員会の事務局となった法人は、第1項の会議の要点録を作成し、これを保管するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定に基づく情報及び意見の交換により、開示を受けた秘密事項について、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、甲、乙、丙、丁、戊、己又は庚のうち当該秘密事項を開示した者に、あらかじめ承諾を得た場合は、この限りでない。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から平成33年（2021年）3月末日までとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月29日

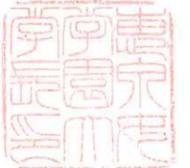
甲 大妻女子大学 学長

伊藤正直



乙 恵泉女学園大学 学長

大日向 雅美



丙 多摩大学 学長

岸 貞一郎



丁 国士舘大学 学長

佐藤 圭一



戊 桜美林大学 学長

畑山 浩昭



己 東京医療学院大学 学長

佐久間 康夫



庚 多摩市長

阿部 裕行

